

2013 年度総会シンポジウム「植民地支配清算と情報公開」

日韓市民でつくる日韓会談文書・全面公開を求める会

2013 年 12 月 23 日

文化財の略奪と返還

森本和男

はじめに

対馬の仏像問題

韓国人：日本にある朝鮮半島由来の文化財は、すべて日本人が略奪したとみなしている。

日本人：文化財は、譲渡あるいは交易によって日本にもたらされた

文化財取得に関する両者の見解の相違、ギャップ

略奪と返還の実例

北関大捷碑

日露戦争（1904～05 年）の最中に北朝鮮の咸鏡道（ハムギョンド）臨瀛駅（ イムミョンエキ）から持ち出す。

後備第二師団麾下の後備歩兵第一七旅団長池田正介少将が見つけ、師団長三好成行中將の帰国にともない日本へ託された。

熊本県の寺院から下付願いが出されたが、実現せず、靖国神社に放置されたままとなった。

100 年後の 2006 年 3 月になって、靖国神社から韓国を経由して北朝鮮へ返還された。

持ち出しは正当だったか。

ハーグ条約「陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約」

第一回：1899 年署名、1900 年批准・発効

条約付属書 陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則

第五十六条 ……総テ此等ノ歴史上ノ紀念物技芸及學術上ノ製作物ヲ、故意ニ押収シ破壊シ、若ハ毀損スルコトヲ禁ス。犯ス者ハ、之ヲ処分スヘキモノトス

持ち出しに際しての陸軍の弁明：

「建設者の子孫に諮って承諾を得て、今回持って帰ったもの」

国際法上持ち出しはいけないことを前提に、不自然な弁明。

第 15 項 1931 年（柳条湖事件）より前に日本人によって持ち去られた文化財の返還と、すべての文化財の同種のものによる返還は、文化財のための国際法廷によって裁定される。

国際法廷を設置する計画だった。

極東委員会で紛糾。アメリカ国内での国務省と陸軍省の対立。

マッカーサー S C A P の見解：講和会議の時に文化財問題を解決する。

韓国での文化財返還運動

朝鮮王室儀軌

文書館の五台山史庫から秘かに持ち出され、総督府から宮内省図書寮に寄贈された。

関係者のメモによると、総督府係官から、「特別処分に係るを以て今後の例とせられざらんことを望むとの申し出あり」

今回 1 回きりの特別措置という異例な手続き

利川五重石塔

総督府から、秘かに大倉集古館に下付された石塔

大倉集古館理事の阪谷芳郎が、景福宮にあった資善堂（1914 年に大倉邸に移築、1917 年に大倉集古館設立）に相応する朝鮮の名塔を入手しようと、平壤停車場前にある六角七重塔を譲り受けたいと 1918 年に総督府に申し出る。

六角七重塔は周知のものだったので、代わりに利川の石塔を下付する。

常官神社所蔵の国宝朝鮮鐘

豊臣秀吉の朝鮮出兵の時の戦利品

激戦地だった慶尚南道晋州城から「朝鮮鐘」が日本へ運ばれ、秀吉の命により慶長二年（1597 年）に、大谷吉継が常官神社（福井県）に奉納したという。

晋州で返還運動。

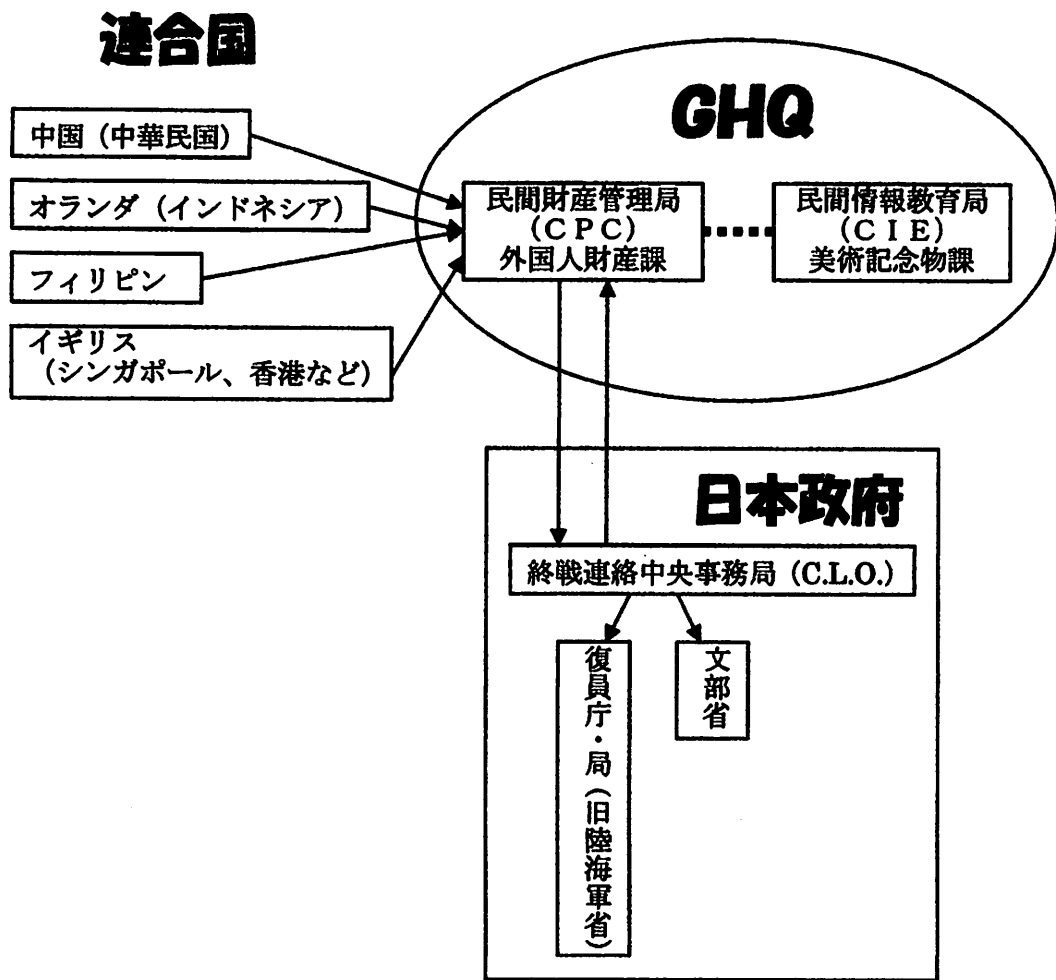
中世戦乱期の戦利品の解釈

文化財問題の解決に向けて

文化財をめぐる道義的・倫理的課題

- a) 植民地から文化財を略奪してはいけない。
- b) 戦時に文化財を保護する。

日本でも道義的議論を積み重ねて、日韓両国の認識のギャップを埋めていきたい。



GHQと略奪文化財の返還事務

GHQと文化財返還政策

国務省とロバート委員会による「ロバート・レポート」1946年3月

第3項 1894年以降の不平等条約のもと、また日本の極東領域の占領期間中に、日本によって持ち去られたすべての文化財は、強迫により移送されたと見なされ、したがって特別な要求に応じ、裁定を受ける略奪文化財としてあつかわれる。

日本の占領とは、台湾、朝鮮、満州、山東半島、上海、熱河、察哈爾および長城以東の中国領域、中国、フランス領インドシナ、シャム、ビルマ、マラヤ、オランダ領東インド、フィリピン。

1947年9月12日 GHQ 指令 (SCPIN-1774) : 1937年7月7日 (盧溝橋事件) 以降、外国由来の美術品目録の提出を日本政府に命じる。

当初、日韓併合以後に持ち出された美術品・発掘品も対象となっていたが、除外された。

戦争は、文化財にもっとも深刻な影響を与える。

特に近代戦において、文化財の略奪と破壊は甚大となった。

戦時文化財に関する国際条約

リーバー規約（1863年）：アメリカの南北戦争中に北軍に発令された戦争規則。その後の戦時国際法の基礎となった。

ハーグ条約（1899年、1907年）：戦場で標的にならないように、病院、宗教的建物、記念などに目印をつける。略奪の禁止。文化財の持ち出し禁止。

しかし第1次世界大戦の時に、ほとんど効果がなかった。

オランダ政府が保護の国際条約を提案：平時から保護を準備する。

第2次世界大戦の勃発：ナチス・ドイツによる組織的な大規模な略奪

アメリカの参戦、ロバート委員会の設立：ヨーロッパ各国の膨大な文化財リストを作成。

アジア・太平洋戦争と文化財

日本は戦時文化財保護を想定していなかった。中国戦線で図書・文化財の整理爆撃による古建築、文化施設の破壊。図書・文化財の略奪

日本軍による文化財破壊と略奪を、日本人は知らない。

略奪文化財が多数あった。

どうして略奪が分かったか。GHQ文書、日本の外交文書

重要な占領政策の一つとして略奪財産の返還があった。

具体的手順は、略奪の発生した政府から代表を通じて、返還要求がGHQに提出される。それを受けてGHQの民間財産管理局（CPC）が該当物件の搜索および返還の覚書を、日本政府の終戦中央連絡事務局へ発出する。終戦中央連絡事務局は復員庁（旧陸海軍省）や文部省などの関連省庁に調査させ、その結果を民間財産管理局に報告した。もしも物件が見つければ、GHQの立合いの下で相手国政府へ返還した。つまり形式上、被害のあった政府→GHQ→日本政府という外交的手続きで、略奪財産の搜索と返還が行なわれた。GHQの民間財産管理局の文書には、この事務処理の流れにそった書類が残されていた。

返還された略奪財産のなかに、文化財・図書が含まれていた。

書籍および小冊子：192,813式、文化財：2,394式

a) 北京原人調査資料：北京協和医学院にあった周口店から出土した動物化石、石器、調査資料。1942年8月に東京帝国大学人類学科教授長谷部言人と地質学科講師高井冬二によって、軍の許可を得て持ち出された。

b) ソロ人頭骨：ネアンデルタール人（旧人）タイプの化石がジャワから持ち出された。1942年3月に占領。地理学者の田中館秀三と第三飛行団長遠藤三郎陸軍少将が、天皇への贈品として地質調査所から頭骨を持ち出し、敗戦後、皇居の生物学御研究所で見つかった。

韓国における司法判断の意義と展望

2013年12月23日

弁護士 足立 修 一

第1 韓国での訴訟を提訴することになった経緯

1999年3月 日本訴訟・1審広島地裁で敗訴

被害事実の認定もまともにしない。

→韓国の司法に期待し、勝訴すれば、状況は変わると考えた。

2000年5月 釜山地方法院で韓国での訴訟を働きかけ、提訴実現。

時効・除斥と請求権協定での権利消滅が争点となる。

三菱重工が日韓請求権協定で解決済み論を主張→文書公開を求める。

ソウル地方法院で、2002年に情報公開請求訴訟を提訴。

2004年2月13日、一部勝訴の判決を得る。

その後、「全面」公開に進む。→韓国で民官共同委員会設置

2005年1月19日 広島高裁・被爆者の権利侵害の点で一部勝訴、強制連行・労働部分は敗訴。→上告。

2005年8月26日 韓国・民官共同委員会の公式意見表明

(「慰安婦」、原爆被爆者、サハリン残留者は、請求権協定の対象外)

2007年2月2日 釜山地方法院判決 時効・除斥により棄却

2007年11月1日 日本最高裁・被爆者の権利侵害の点で一部勝訴、強制連行・強制労働の賠償を求めた部分は敗訴が確定。

2009年2月3日 釜山高等法院判決

時効・除斥、日本判決の承認により棄却

第2 戦後補償問題＝日帝被害者権利回復問題についての韓国の最近の司法判断

1 「慰安婦」・原爆被爆者 2011年8月30日 憲法裁判所判決

「慰安婦」・原爆被爆者の被害をめぐる問題は、日韓会談では議論されず、日韓請求権協定の対象外→韓国政府が、協定3条に基づく解決をしないのは違憲

2 三菱重工元徴用工裁判

ア 2012年5月24日 大法院判決

原審を破棄し、差戻し。

① 日本判決は、韓国憲法の基本的な価値観と相容れず、公序良俗違反とする。

1965年日韓請求権協定で、韓国併合条約について、「もはや無効」とした部分と関連する。

「本件の日本判決の理由は日帝強制占領期間の強制動員自体を不法とみている大韓民国憲

法の核心的価値と正面から衝突するのであるから、このような判決理由が入れられた本件の日本判決をそのまま承認する結果は、それ自体で大韓民国の善良な風俗やその他の社会秩序に違反することが明らか」

② 韓国政府の外交保護権も残っていると判示する。

日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民支配と直結した不法行為による損害賠償請求権は日韓請求権協定の対象外とする。

「請求権協定は日本の植民地支配の賠償を請求するための交渉ではなく、サンフランシスコ条約第 4 条に基づいて韓日両国間の財政的・民事的債権・債務関係を政治的合意によって解決するためのもので、請求権協定第 1 条によって日本政府が大韓民国政府に支給した経済協力資金は第 2 条による権利問題の解決と法的対価関係があるとみられない点、請求権協定の交渉過程で日本政府は植民地支配の不法性を認めないまま、強制動員被害の法的賠償を原則的に否認したし、このために韓日両国の政府は日帝の朝鮮半島支配の性格に関して合意に至らなかったが、このような状況で日本の国家権力が関与した反人道的不法行為や植民地支配に直結した不法行為に因る損害賠償請求権が、請求権協定の適用対象に含まれたと見るのは難しい点等に照らしてみれば、原告らの損害賠償請求権に対しては請求権協定で個人請求権が消滅しなかったのは勿論のこと、大韓民国の外交保護権も放棄されなかったとみるのが相当である。」

③ 個人請求権は残っており、訴求も可能と判示する。

個人請求権を条約では消滅させられない。

i 近代法の原理から

ii 消滅させうるとしても、明確な意思の合致が必要だが、それが無い。

iii 財産権措置法の制定は、請求権協定のみでは消滅しないことの現れ。

イ 2013年7月30日 釜山高等法院判決 大法院判決と同旨。

個人請求権に基づく請求を認容→上告

2013年12月13日 三菱は敗訴しても賠償に応じないとする報道。

3 新日鉄住金訴訟

2012年5月24日 大法院判決 三菱判決と同旨の判断

2013年7月10日 ソウル高等法院 大法院判決と同旨。

個人請求権に基づく請求を認容→上告

4 三菱・光州挺身隊訴訟

2013年11月1日 光州地方法院 大法院判決と同旨。

個人請求権に基づく請求を認容→上告

第3 韓国訴訟で勝訴したことを踏まえて、今後をどう考えるか

1 裁判で解決するのがいいのか？

韓国訴訟をはじめた、2000年ころは、裁判に勝てば展望が開けると考えていた。しかし、日本の三菱裁判では、2007年11月、最高裁では、強制連行・強制労働の点は、敗訴した。

この判断は、財産権措置法の違憲を主張する部分は理由がないとするもの。

同年4月の西松裁判の判決では、個人請求権が残っているとの判示があったが、三菱裁判の最高裁判決ではそのような判示はなかった。

このため、三菱裁判の最高裁判決も、日韓請求権協定がサンフランシスコ平和条約の枠組みにある条約であることを前提として判断しているとみられるのに、日本の裁判所の判決と韓国の裁判所の判決が全く違うように受け取られ、マスコミは、「韓国の司法はおかしい。解決済みであることを蒸し返している。」という報道を行っているのが現状である。

このままで、大法院で勝訴判決が出ると、韓国で三菱裁判などが確定し、執行問題が出てくる。その場合、日韓の対立激化というシナリオが想定される。

また、被害者側が、さらなる裁判を提訴して行くということもあまり現実的なものとは思えない。

そこで、法律ないし基金による解決の方向を目指すべきだが、情勢は困難な状況にある。当事者が生きている内に、日本社会から自発的に全体的な解決を行う方向での活動が重要である。

2013年11月6日に経団連ほかの経済団体が、「良好な日韓関係の維持発展に向けて」を公表した。韓国では、否定的に受け取られているが、必ずしもそのように決めつけず、状況を打開したい気持ちがあることの現れと評価して、今後の展開を考えていくべきではないかと思われる。

その場合、韓国での判決の存在を強調するよりも、日本の最高裁の西松判決に見られる、請求権は存在し、企業・関係者の自発的な支払いを勧告していることの意義が理解されるような働きかけが重要と思われる。

2 日本社会が植民地支配の責任を受け止める必要がある

韓国の司法判断は、日本の植民地支配の責任についての見解が基礎にあるので、日本社会にとっては重い判断と思われる。

国際的には、2001年に南アフリカのダーバンで開かれた国連・反人種主義・差別撤廃世界会議で、植民地支配の責任についても議論が始まっている状況になる。また、2013年6月になって、イギリスとケニアのマウマウ団との問題についても植民地支配の中での弾圧事件についての賠償の問題が一定の解決を見るにいたっている。

日本の植民地支配の清算が重要であることを日本の市民が理解することが必要である。この問題を切り開くのは、容易ではないと思われるが、日朝平壤宣

言では植民地支配をめぐる問題にも言及されている以上、不可能ではないと思われる。

3 小括

韓国における司法判断の問題は、植民地支配に起因する強制連行をめぐる問題についてのものであるが、日本社会として考えるべきことは、強制連行をめぐる問題だけではないという観点から、取り組むべき課題があると考えている。

そのためにも、日韓文書の公開とそれにより明らかになった事実で、日本で韓国の民官共同委員会が発したような日韓請求権協定への見直しの議論を高めることが重要であると思われる。

以上

特定秘密保護法と情報公開

特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス
三木 由希子

1

情報公開クリアリングハウスとは

- 前身は、1980年設立の情報公開法を求める市民運動
- 1999年5月の情報公開法制定を機に、組織改編・改称を行い、1999年12月に現在の形態となる。
- 市民の知る権利の擁護を目的とし、公的機関の情報公開・個人情報保護に係る制度の整備、運用監視、制度利用者の支援、制度の活用、調査、意見表明が主な活動内容
- 公的機関の情報公開・個人情報保護を勧めることで、開かれた政府の実現と、人と社会を変革することを目指す

政府の情報は誰のものか？

- 政府の情報に対する市民の権利が創設されて12年
→情報公開法が2001年4月に施行
- 公文書が「国民共有の知的資源」と位置づけられて2年
→公文書管理法が2011年4月に施行
- 政府の保有する情報が政府の独占物から解放されてまだ10年あまり

3

公文書管理法

● 第1条 目的

この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、民主主義の理念にのっとり、公文書の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

4

公文書はみんなのものになっているのか？

- 政府の活動は適切に記録されているのか？
- 記録は適切に国民共有の知的資源＝「みんなのもの」として管理されているのか？
- 記録は必要な時に必要な人に対して公開されているのか？
- 適切な記録作成により行政運営がより良いものになっているのか？
- 記録に市民がアクセスしやすいような仕組みが整っているのか？

5

市民に優しくない情報公開法

- ▶ 誰のための制度かわかりにくい情報公開法の目的
知る権利の保障、市民の参加や行政監視という制度の役割が明記できない法制度
- ▶ 時間のかかる手続
欲しい情報が欲しいタイミングで公開されないことによる制度に対する深い失望
- ▶ 広い非公開範囲
請求しても黒塗り、というイメージ先行で請求しても仕方がない
- ▶ 重い請求費用の負担
請求手数料、開示実施手数料が負担できる範囲でしか請求しない(できない)

6

情報公開法 vs 行政文書ファイル数



VS

14,672,757件
(2011年度行政文書ファイル総数)

7

情報公開ワリアンソウ

特定秘密保護法の前提状況

- 政府のアカウンタビリティの徹底が行政組織に根付く前に、秘密保護法制が拡大
- 特定秘密保護法の政策立案は、市民の知る権利の保障、政府のアカウンタビリティの徹底という発想がないまま行われた
- 政府が非公開、秘密とする行政活動を時間をかけても公開をして政府のアカウンタビリティを徹底させる仕組みは不在

8

情報公開ワリアンソウ

公文書管理法の適用外だった防衛秘密

- 「防衛秘密」の場合(2007～2011年)
防衛秘密の指定 約55,000件
防衛秘密の廃棄 約34,300件
防衛秘密の解除 1件
- 10月25日に防衛大臣が特定秘密の管理が決まるまで防衛秘密の廃棄を凍結指示

9

情報公開ワリアンソウ

どんどん廃棄された「秘密」

- 防衛秘密がなぜどんどん捨てられていたのか？
① 秘密指定されたまま保存期間が満了すると、防衛省内部の判断で廃棄ができる仕組み
② 秘密指定をしたまま重要な文書を歴史的に残す仕組みがない
③ 誰も防衛秘密の文書のライフサイクルの実態をよく把握していなかった
- 2011年4月施行の公文書管理法の適用を受けていないことにもほぼ誰も気づいていなかった
別に法令で公文書管理のルールがある場合は、公文書管理法の適用外とすることができる規定がある(第3条)

10

情報公開ワリアンソウ

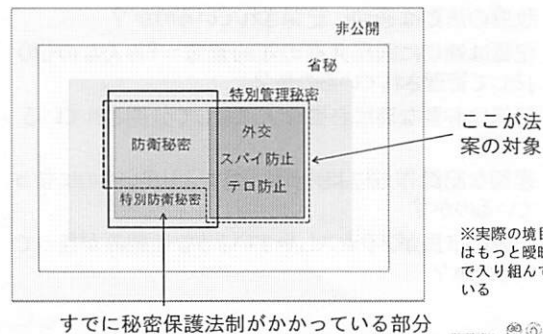
すでにある国の秘密

- 自衛隊法に基づく防衛秘密
- MDA秘密保護法に基づく特別防衛秘密
- 省秘(法令等に基づかないもの)
- 特別管理秘密(「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針」で設けられた政府統一基準)
 - ・「国の行政機関が保有する国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項であって、公になっていないもののうち、特に秘匿することが必要なものとして当該機関の長が指定したもの」
 - ・セキュリティ・クリアランス(適性評価)を実施 など

11

情報公開ワリアンソウ

特定秘密保護法案の範囲



12

情報公開ワリアンソウ

「秘密」「非公開」と情報公開

- 「秘密」と「非公開」は法制度上は異なる
非公開＞秘密
- 非公開・秘密を公開させる仕組みはあるのか？
非公開→情報公開請求、不服申立て、裁判
秘密→上記に加えて、「秘密指定解除」
※ただし「秘密指定解除」＝情報公開ではない
- 歴史的文書としての保管と公開
→非公開・秘密指定文書を重点的に審査する仕組み
にはなっていない

13



国立公文書館等への移管基準

- 【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

14



特定秘密保護法案とは

- 制度の趣旨「国及び国民の安全の確保に資する」
- 特定秘密…国の安全保障(①防衛、②外交、③スパイ防止、④テロ防止)に著しい支障を与えるおそれのあるものを、特定秘密として指定
- 秘密指定の期間…有効期限の上限は5年。更新は何度でも可能(30年を超えての秘密指定は、内閣の了承が必要で60年まで延長が可能。例外として60年超の秘密指定も可)
- 秘密指定の解除
- 特定秘密の物理的管理、アクセスできる人の管理(セキュリティアランス＝適性検査)を行う
- 漏えい等の場合の罰則を強化する(未遂、教唆、共謀、扇動なども罰則の対象)

15



法案がやろうとしていること

- ① 秘密の範囲を決める
- ② 秘密の期間を決める
- ③ 秘密を共有できる範囲を決める
- ④ 秘密を共有する人の「適性」を検査する
- ⑤ 秘密の漏えいは理由を問わず罰する

16



法案で懸念されていること

- 「秘密」の範囲が拡大するのではないか
- 「秘密」の中で不正、違法行為がまかり通るのではないか
- 拡大した「秘密」の範囲の情報漏えい等が罰則の対象となること
- 罰則の適用範囲が広く、情報を求める取材活動、市民活動への影響があるのではないか
- 公務員と同居家族に対する「適性検査」は人権侵害ではないか など

17



基準づくりをするとならば

- 特定秘密の指定、解除、適性評価の実施について統一的な運用を図るための基準を定める(18条1項)
- 基準の策定・変更には、「優れた識見を有する者の意見を聴かなければならない」(18条2項)。そのために「私的諮問機関」を設置
- 国会での法案修正を受けて、政府は各省庁の事務次官級により構成される情報保全監視委員会の設置、さらに内閣府に情報保全監視室、特定秘密の廃棄等を審査する独立公文書管理監を設けると表明

18



秘密指定に関する権限の独占

- 秘密指定→行政機関の長
- 秘密指定の期間の設定・更新→行政機関の長
※30年超は内閣の了解
- 秘密指定の解除→行政機関の長
 - ・情報公開・個人情報保護審査会は開示・不開示の判断のみ
 - ・特定秘密の指定そのものを争う仕組みがないので司法にも直接的な権限はない
- 特定秘密の管理方法などの記録管理ルール→行政機関の長？
 - ・これまでの政府説明では、特定秘密については廃棄・移管は適用するが、それ以外の管理ルールの適用は不明

19

情報公開リアリゼーション

「人的管理」にも問題

- 秘密を扱う人は「適性検査」をパスした人
審査の対象は「①諜報活動・テロ活動との関係、②犯罪及び懲戒の経歴、③情報の取り扱いに関する非違経歴、④薬物の濫用及び影響、⑤精神疾患、⑥飲酒についての節度、⑦信用状態その他経済的な状況」
- 本人同意に基づいて実施（自由意思で選択？）
- 家族については氏名、国籍、住所、生年月日を取得
- 適性検査以外の目的外利用は、国家公務員法上の懲戒事由等に該当する疑いがある場合を除き禁止するとはしている

20

情報公開リアリゼーション

人的管理の実施

- 行政機関の長、各警察本部庁が実施する
- 2009年検討チームの報告書では、効率的な業務を行うために、適性評価について専門的な機関に委任をすることも想定

21

情報公開リアリゼーション

罰則も「強化」

- 罰則の内容
 - ① 故意・過失による漏えい（上限10年の懲役）
 - ② 人をだましたり、暴行を加えたり、脅迫したり、窃盗、施設への侵入、不正アクセス行為などにより特定秘密を取得する行為（上限10年の懲役）
 - ③ 故意の漏えいと②の行為の、未遂、共謀、教唆、扇動
- 自己利益や誰かの利益を図るなどの意図を問わずにとにかく情報の漏えいや未遂は罰則適用

22

情報公開リアリゼーション

知る権利や「取材・報道の自由」への配慮

- 政府と与党の協議により、知る権利、取材・報道の自由への配慮規定が入る
- 「出版又は報道の業務に従事する者の取材行為について、もっぱら公益を図る目的を有し、かつ、法令違反又は著しく不当な方法によるものと認められない限りは、これを正当な業務による行為とする者とする」との規定も追加
- しかし、情報を漏えいした公務員などは処罰の対象となる
- 知る権利や取材・報道の自由を本質的に保障しようというものではない

23

情報公開リアリゼーション

公益通報者保護法の対象

- 保護とする通報対象
 - ① 国民の生命、身体、財産その他の利益の保護にかかわる法律として別表に掲げるものに規定する罪の犯罪行為の事実
 - ② 別表に掲げる法律の規定に基づく処分に違反することが①の事実となる場合における当該処分の理由とされている事実等
- 法制化に当たって参考にしたイギリス公益開示法
犯罪行為、法律上の義務違反、裁判の誤り、個人の健康又は安全が危険にさらされていること、環境の破壊、これらの事項を示す情報の意図的な隠滅

24

情報公開リアリゼーション

残されている課題・問題

- 何も決まっていない、分かっていない特定秘密の指定・解除・適性評価の基準
- 屋上屋を重ねているように見える特定秘密の監視機能の役割、機能
- 議論されていない特定秘密の記録としての管理ルール
- 特定秘密の解除＝公開ではないことへの対応
- 特定秘密とそれ以外の既存の秘密指定制度との関係
- 適性評価の実施主体 など

25



私たちは何をすべきか？

- 法律ができたことによって市民社会が委縮、自主規制することは絶対にあってはならない
- 特定秘密に限らず政府に存在する多くの秘密をどうするのか？
- 法律の改正、廃案を目指すことと並行して、1年以内の施行スケジュールを踏まえて現実的な特定秘密に関する基準、監視機関の設置などに対する監視
- 特定秘密の解除権限と手続の複線化の実現
- 政府の説明責任を徹底させるための情報公開法や公文書管理法の改正 など

26

